

平成 27 年度第 11 回 農業委員会総会

日 時 平成 27 年 11 月 24 日 (火) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

1 番 国吉 真昭
3 番 仲西 栄二

1 番 宮里 良淳 2 番 百次 仁一

8 番 玉城 信榮

9 番 徳元 加栄

10 番 賀数 宏

12 番 大小堀 旭

13 番 具志堅 繁光

14 番 長嶺 功

16 番 金城 勲

17 番 大城 えり子

18 番 大本 秀子

20 番 玉城 正智

21 番 金城 早苗

22 番 伊敷 幸栄

【欠席委員】

代理 大城 茂治

4 番 大城 誠常

5 番 山城 学

6 番 島當 道広

7 番 新垣 芳隆

11 番 玉城 秀則

【職務のために出席した職員】

上原 仁信

金城 伊作

国吉 孝

【議事録署名人】

8 番 玉城 信榮

9 番 徳元 加栄

【議事日程】

日程第 1 議案第 52 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 2 議案第 53 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 54 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 55 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名につ
いて

日程第 5 議案第 56 号 農業経営基盤促進事業に伴う農用地利用計画につ
いて

平成 27 年 第 11 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 27 年第 11 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、代理の大城茂治委員、4 番大城誠常、5 番山城学委員、6 番島當道広委員、7 番新垣芳隆委員、11 番玉城秀則委員から欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長、開会のごあいさつをよろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 27 年第 11 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 8 番玉城信榮委員、9 番徳元加栄委員です。次回調査委員が 1 番宮里良淳委員、2 番百次仁一委員、3 番仲西栄二委員となっています。よろしくお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 52 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について(19 件) 日程第 2 議案第 53 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について(2 件) 日程第 3 議案第 54 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(6 件) 日程第 4 議案第 55 号 農地適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(2 件) 日程第 5 議案第 56 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(8 件)
会長	【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 52 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 19 件を議題とします。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてであります。1 番と 2 番は関連しております。1 番は真壁の 2 筆で売買による所有権移転であります。2 番は真壁の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。3 番は南波平の 1 筆と小波蔵の 1 筆、宇江城の 1 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。4 番は南波平の 1 筆と束里の 2 筆で、10 年間の使用貸借

	権の設定であります。5 番は名城の 1 筆で、売買による所有権移転であります。6 番は糸洲の 2 筆で、売買による所有権移転であります。7 番は新垣の 4 筆で贈与による所有権移転であります。8 番は真栄平の 1 筆で、3 年間の使用貸借権の設定であります。9 番は喜屋武の 1 筆で、売買による所有権移転であります。10 番は糸洲の 2 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。11 番は大里の 2 筆で、贈与による所有権移転であります。12 番は大里の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。13 番は豊原の 2 筆で売買による所有権移転であります。14 番は豊原の 2 筆で、3 年間の使用貸借権の設定であります。15 番は阿波根の 1 筆で、贈与による所有権移転であります。16 番は座波の 2 筆で、3 年間の賃貸借権の設定であります。17 番は座波の 1 筆で、3 年間の賃貸借権であります。18 番は座波の 1 筆で、贈与による所有権移転であります。19 番は米須の 2 筆で贈与による所有権移転であります。以上です
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 52 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第 53 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 2 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、7 ページをお開き下さい。1 番は大里の 1 筆で、一般住宅への転用であります。2 番は大里の 1 筆で、一般住宅への転用であります。以上です。
会長	それでは、現地調査の報告をお願いします。

調査員	今回は3名で調査して参りました。では、8ページをご覧ください。申請地は宅地及び原野等に囲まれた生産性の低い農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと思われます。次に10ページをご覧ください。申請地は集落内にある農地であります。一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第53号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案54号農地法第5条第1項の規定による許可申請について6件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは13ページをお開き下さい。1番は伊原の1筆で農地区分が第2種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。2番は兼城の1筆で農地区分が第2種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。3番は真壁の1筆で農地区分が第1種農地であります。譲渡による所有権移転であります。4番は座波の1筆で農地区分が第3種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。5番は阿波根の1筆で農地区分が第2種農地であります。車両置場への転用で賃貸借権の設定であります。次に14ページをお開き下さい。6番は大里の1筆で農地区分は第2種農地であります。駐車場への転用で、売買による所有権移転であります。以上です。

会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは5条の報告を致します。15ページをお開き下さい。申請地は集落及び原野等に囲まれた生産性の低い農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないと判断しました。17ページをお開き下さい。申請地は宅地及び原野、段差等で分断された生産性の低い農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないと判断しました。19ページお開き下さい。当申請は、測量に伴う隣接農地へのはみ出し部分を、敷地拡張として登記するための転用であり、問題ないものと判断しました。21ページをお開き下さい。申請地は住宅に囲まれた第3種農地である。そのため一般住宅への転用は適当であります。23ページをご覧ください。申請地は宅地、山林等に囲まれた農地であり、車両置き場への転用は問題ないと判断しました。25ページをご覧ください。申請地は集落に隣接した農地であり、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくをお願いします。
委員	13ページの3について、譲渡とはどういうことでしょうか。
事務局	無償の譲渡であります。本申請に係る農地の代金については、譲受人である住宅買取業者が住宅を買い取る前に、譲渡人と住宅の持ち主、当事者同士で解決していたということであります。
会長	他に質問ございませんか。
委員	特になし
会長	それでは、議案第54号について議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 55 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 2 件を議題とします。事務局説明をお願いします。
事務局	それでは、27 ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	それでは、議案 55 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に議案 56 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 8 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、31 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 27-77 は福地の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。インゲンの新規就農であります。27-78 は名城の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。露地野菜の新規就農であります。27-79 は 5 年間の賃借権の設定であります。露地野菜の新規就農であります。27-80 は 10 年間の使用貸借権の設定であります。葉たばこの規模拡大であります。27-81、27-82 は 4 年間の賃借権の設

	定であります。インゲンの規模拡大であります。27-83 は福地の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。インゲンの新規就農であります。27-84 は米須の 1 筆で使用賃借権の設定であります。サトウキビの規模拡大であります。27-85、27-86 は与座の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。インゲンの規模拡大であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは議案 56 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。
	議事録署名人 8 番 玉城 信栄 9 番 徳元 加栄

